

名古屋市農業委員会 令和6年第6回総会 議 事 録

- 開催日時 令和6年6月20日（木） 開始：午後2時00分、終了：午後2時50分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	14 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）5人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第39号議案 農地法第 5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第40号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第41号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第42号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第43号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第44号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4条第 3項の決定について

第45号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②令和6年度全国農業委員会会長大会及び研修会について

(4) その他

(5) 閉会

令和6年第6回総会 委員出欠状況

出席農業委員（14名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
		6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	山 口 儀 明 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	伊 藤 正 幸 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 6 年第 6 回総会（令和 6 年 6 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年第 6 回総会をはじめさせていただきます。 会議に先立ちまして、議案資料の一部に誤りがございましたので、申し訳ありませんが訂正をさせていただきたいと思います。 議案資料の 2 ページ「第 40 号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」をご覧くださいませでしょうか。 受付番号 2-2 の農地の合計面積欄におきまして、「749.00」の上に「7.20」と記載されておりますが、誤って記載したものですので、削除をお願いします。 次に、議案資料の 30 ページ「第 45 号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について」をご覧くださいませでしょうか。 本文の（理由）におきまして「必要な要件な要件に」と記載されておりますが、正しくは「必要な要件に」でございます。 以上、お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 6 年第 6 回総会を開会いたします。

本日は、むし暑い中、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の議案といたしまして、第 39 号議案「農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について」から、第 45 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について」までの 7 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 14 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、近藤正俊委員及び清水久一委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 39 号議案、農地法第 5 条の規定による

使用貸借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-1 について、14 番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）
委員

受付番号 4-1 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、6 月 5 日に調査した結果を報告します。

転用の内容は分家住宅を建設するものです。借受人は、県外の賃貸住宅に居住していますが、手狭になったため新居を建設するための土地を探していました。しかし、適当な土地が無く、父の土地に建設することとなり申請に及んだものです。

申請に係る農地、港区新茶屋一丁目の 1 筆は、過去に農用地除外を受けており、現在は農用地に指定されておらず、農地区分が 3 種農地の田で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。

申請地の現況は、田で、水稻が作付けされている状況でした。その周囲の状況は、北側は畑、西側は水田、南側は水路、東側は道路であり、周辺農地への被害防除には配慮するとのことでした。

また、茶屋後土地改良区の意見書があることや、借受人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発指導課にも事前に相談していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

横井（慎） 委員	ちょっと聞きたいんですが、第3種農地で農地除外の意見書が去年の6月なんですね。これ1年ぐらい経ってるけど、なんでこんなに遅くなったんですか。それをちょっと聞きたいです。お願いします。
安井（勝） 委員	これは建てられる住宅設計会社が、農業の地域に建てられる設計会社、建設会社じゃなくて、ちょっと不慣れな方だったんですよね。ですから申請等でいろいろとやりとりが何回も続きまして、それで手間が結構かかったということで、片一方は先ほど申しましたように水田がくっついてますし、片一方は土地改良区の水路の畦畔がついてるんですよね。そうしたところへ雨水なんかが流れ込まないようにしてほしいということで、そのあたりのやり取りを、当初、設計会社が単純に考えてみえて、田んぼに流れるのが当たり前のような住宅の造りだったみたいで、「それでいいよ」「そうじゃないですよ」と、雨水なんかが流れるようなことではダメですということで、なかなか話し合いが、住宅都市局開発指導課等から了解が得られなかったということで、結構日数がかかっていると、こういうものでございます。
議長（会長）	よろしいでしょうか。その他ございますか。 他にないようです。それでは、第39号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第39号議案の案件は許可することといたします。 次に、第40号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番

	号 1-6 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-6 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、6 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-3 願い出の農地は、タマネギなどの野菜やカキが栽培され、いずれもお亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございます。次に、受付番号 2-2 について、20 番、石田委員、お願いいたします。
石田委員	受付番号 2-2 の農地について、6 月 4 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はいずれも畑で、サツマイモ、トマト、トウモロコシなどが作付けされており、申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 40 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 40 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 41 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-12 について、3 番、山口委員、お願いいたします。
山口（幸）委員	受付番号 1-12 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、6 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地の緑区大高町字中ノ島の 1 筆には水稻が、大高町字平野池末の 2 筆には、一体でウメが栽培され、定納山二丁目の 1 筆には、ウメが栽培されており、いずれも肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-13 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-13 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、6 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-13 の申請地には、イチゴ、トマト、スイカなどが栽培されていました。肥培管理良好です。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

	以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-14 について、2 番、成田委員、お願いいたします。
成田委員	受付番号 1-14 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、6 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地には、ナスやスイートコーンが栽培されており、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-15 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-15 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、6 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-15 の申請地には、ミカン、カキなど果樹やカンショ、ナス、スイートコーンが栽培されていきました。いずれの農地も肥培管理良好です。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-16 について、3 番、山口委員、お願いいたします。
山口（幸） 委員	受付番号 1-16 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、6 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地にはウメが栽培されており、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-17 から 1-19 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-17 から 1-19 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、6 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-17 の申請地には、タマネギ、カボチャ、スイカなどの野菜やカキやビワなどが栽培されていました。 受付番号 1-18 の申請地には、カンショやカキが、栽培されていました。 受付番号 1-19 の申請地には、ネギ、スイカなどの野菜やウメ、カキ、ミカンが栽培されていました。 いずれも、農地として良好に管理されており、また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-6 及び 2-7 について、6 番、木村委員、お願いいたします。
木村（幸） 委員	受付番号 2-6 及び 2-7 について、6 月 4 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、ビワ、イチジクなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-8 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-8 について、6 月 4 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、トウモロコシ、スイカなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-9 及び 2-10 について、21 番、松原委員、お願いいたします。
松原委員	受付番号 2-9 及び 2-10 について、6 月 4 日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-9 の申請地は、中志段味特定土地区画整理の 1 筆に仮換地となっており、キュウリ、トマトなどが作付けされて

	いました。 受付番号 2-10 の申請地は、中志段味特定土地区画整理の 1 筆に仮換地となっており、ナス、キュウリなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-11 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-11 について、6 月 4 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はいずれも田で、耕作準備中でした。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-12 について、6 番、木村委員、お願いいたします。
木村（幸）委員	受付番号 2-12 について、6 月 4 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はいずれも畑で、キュウリ、トウモロコシなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-6 及び 3-7 について、22 番、伊藤委員、お願いいたします。
伊藤委員	受付番号 3-6 及び 3-7 の農地につきまして、6 月 4 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-6 の中川区大当郎三丁目の 2 筆の畑は耕作準備中で、良好に管理されていました。また中川区大当郎三丁目の 2 筆の畑にはパセリ、ジャガイモが植え付けされ、良好に管理されていました。 受付番号 3-7 の中川区元中野町 3 丁目の 2 筆の畑は市民農園として、良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-2 から 4-4 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-2 から 4-4 までの農地につきまして、竹川推進委員さんと事務局職員で、6 月 5 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-2 の 4 筆は、田植え後の状態で良好に管理されておりました。 続きまして、受付番号 4-3 の 5 筆ですけど、こちらも田んぼですけども、田植え後の状態です。いずれも申請時に引き続き農業経営をされていることを確認しております。 続きまして、受付番号 4-4 の 12 筆の内 8 筆の申請地につきましては田として、水稻が作付けされ、受付番号 4-4 の 12 筆

	の内 4 筆の申請地につきましては畑として、耕作準備中の状況で、良好に管理されていました。 また、事務局においていずれも申請時に申出人が引き続き農業経営をしていることを確認しております。 以上、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 41 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 41 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 42 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-2 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-2 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、6 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-2 願い出の土地は、亡くなられた所有者の妻が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。 申請地は、トマトやカボチャ、ナスなどの野菜とキウイフルーツ、カキ、クリなどの果樹が栽培され、良好に管理されてい

ました。

また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とすることに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、14 番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）
委員

受付番号 4-1 につきまして、竹川推進委員さん及び事務局職員とで、6 月 5 日に調査した結果を報告します。

本件申請は、「相続税の納税猶予の適用」を受けようとする願出者が、納税猶予の適用を希望する港区新茶屋二丁目はじめ 9 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。

申請地はすべて田で、水稻が作付けされ、農地として良好に管理されておりました。

また、願出者は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら経営しており、今後も引き続き農業経営を行う見込みであることにつきましても確認しております。

以上、調査の結果、適格者として証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

	特にないようです。それでは、第 42 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 42 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 43 号議案、農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について審議を行います。 この議案は、認定就農者から利用権設定の申し出があったものでございます。 申し出について、事業の実施が必要であると認め、旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、名古屋市長に対して農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することを審議いたします。 審議のポイントについては、配付資料①及び②をご覧ください。 農業委員会が審査する事項は、農用地利用集積計画の内容が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。 それでは、14 ページ及び 15 ページの農用地利用集積計画案の第 2 号及び第 3 号について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	令和 6 年度第 2 号及び第 3 号の農用地利用集積計画につきまして、6 月 4 日に、坂野推進委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。 本件は、借受人が、農地の利用権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地は、港区藤高四丁目はじめ 3 筆で、畑及び農業用施設用地として一体で利用しており、面積は合計で 1,228 平米です。農地の現状は、シイタケ栽培用のハウスや冷蔵施設となっています。

借受人は、所有者に対し、申請地の借り受けの継続希望をされ、所有者との間で、双方の合意が得られたので、今回更新の申請に至ったものです。

借受人は、名古屋市の認定新規就農者で、申請地を効率的に利用する、意欲ある者と思われます。なお、申出人の経営する農地はいずれも良好に管理されていました。

借受人は、これまでも申請地を耕作しており、利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 43 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。13 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」とする。）第 15 条の規定に基づき農用地について利用権の設定を受けたい旨の申し出があり、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めたため、旧法第 15 条第 4 項の規定により、次

	のとおり農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるべきことを要請します。 理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 43 号議案について、案のとおり要請してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 43 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて要請いたします。 次に、第 44 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。 本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。 審議のポイントとしましては、配付資料③をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第 4 条第 3 項 1 号から 6 号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。24 ページの事業計画の概要について 17 番、久野委員、お願いいたします。
久野委員	本件につきまして、山口幸江委員と事務局職員とで、申請者との面談及び現地調査を行いましたので、その結果を報告しま

す。

本件は、借受人が、所有者との間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

申請地は、南区本星崎町字本城はじめ4筆のうち一部、計70平方メートルで、地目は全て畑、現在、スイートコーンやナスなどが栽培されています。

お手元の配布資料③をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が記載されています。

まず初めに、上の表ですが、第1号の「1」については、項目「1イ」に該当します。

耕作計画では、ジャガイモ、ネギ、タマネギなどの野菜を栽培し、1年目から収穫と販売を予定しており、収穫量の半分程度を港区と瑞穂区内の直売所などで販売する予定です。

第1号の「2」につきましては、所有者と借人が協力し、周辺住民からの相談・苦情受付対応を行う予定です。

次に、下の表です。

第2号については、農地の美化管理を貸人と協力して行うとしています。

第3号について、申請者が現在耕作に供している農地全てが適正に管理されていることを確認しており、また今回借り受ける農地を含め、耕作計画のとおり、全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号については、使用貸借契約書において、適正管理されていない場合、契約の解除ができる旨の記載がされております。

す。

第 5 号につきましては、獣害被害対策を協力して行うとして
います。

以上、必要な要件全てを満たすことから、申請のとおり、事
業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思いますの
で、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきました
が、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 44 号議案の議決の
案を読み上げます。23 ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定
について

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68
号）第 4 条第 3 項の規定により、名古屋市が事業計画の認定を
するにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関
する法律第 4 条第 3 項の決定について（依頼）」により依頼が
あったことについては、申請のあった事業計画の通り決定す
る。

理由としましては、当該計画は、第 4 条第 3 項に掲げる必要
要件の全てを満たすことが認められるため、です。

それでは、第 44 号議案について、案のとおり回答してよろ
しいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 44 号議案につきましては、案のとおり
名古屋市長あて回答します。

課長補佐

次に、第45号議案、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について審議を行います。

では、第 45 号議案について、事務局、お願いします。

それでは、第 45 号議案について、事務局からご説明します。

まず、農地中間管理事業の内容からご説明させていただきます。

議案集の後ろのほうについております、配付資料④の表面をご覧ください。

農地中間管理事業は、まず、農地の出し手から農地中間管理機構が農地を借り受け、その後、農地中間管理機構が借り受けた農地を受け手に貸し付けるものになります。

裏面をご覧ください。

資料の下段部分に記載がありますが、今回、中川区の富田地域で農地中間管理事業を活用し、農地を借り受けている借受人から、土壌改良に困難をきたし権利移転したい旨の申し出がありました。そこで、中間管理機構への登録者で、該当の土地の近隣で耕作をしており、規模拡大を目指す借受人に現地の状況を説明し、借り受けたい旨の申し出をいただいたものです。

この耕作の権利移転については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき「農用地利用集積等促進計画」を定めることとなっており、当該計画を定める場合には、農業委員会の意見を聞く必要があるため、今回、議案として提出しております。

「農用地利用集積等促進計画案」が適切に作成されているか否かは、同法第 18 条第 5 項各号の要件に該当するか否かがポイントとなります。

配布資料⑤の審議のポイントをご覧ください。大きく 3 点に分けてご説明します。

資料の上段部分をご覧ください。

まず、1 点目です。計画内容が、愛知県が作成する農地中間管理事業の推進に関する基本方針に適合する必要があります。基本方針では、農地中間管理機構を、担い手への農地集積・集約化などを進める中核的な事業体として最大限に活用することが求められています。

こちらに関して、引き続き中間管理機構を活用しておりますので、基本方針に適合しております。

資料の中段部分をご覧ください。

2 点目に、計画内容が農地中間管理事業規程に適合する必要があります。農地中間管理事業規程では、受け手を選定する際に「貸付先決定ルール」が定められており、そのルールに沿って受け手を選定する必要があります。「規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資する」はじめ 4 項目ありますが、③の非該当事項以外、すべてに適合しております。

最後に 3 点目です。資料の下段部分をご覧ください。

計画内容が中間管理事業の促進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号から第 5 号で定められた基準に適合する必要があります。農地のすべてを効率的に利用して耕作するという条件や必要な農作業に常時従事などの基準がございまして、事務局のヒアリングや、現地調査を行った結果、各号に適合していると考えます。

以上により、本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する

	法律第 18 条第 5 項各号の要件に該当するものと考えております。議案の説明は以上でございます。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それではここで、第 45 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。30 ページをご覧ください。 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年 12 月 13 日法律第 101 号）第 19 条第 3 項の規定により、名古屋市長から意見聴取があった農用地利用集積等促進計画（案）については、適切に作成されている。 理由としましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合しているため、です。 それでは、第 45 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 45 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 6 年 5 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで

に、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 5 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 11 件

続いて、6 ページから 17 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 34 件

続いて、18 ページから 39 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 66 件

続いて、40 ページから 41 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 6 件

続いて、42 ページから 44 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用賃借権設定に係るものが 8 件

続いて、45 ページですが、現況証明願が 1 件

続いて、46 ページですが、引き続き特定貸付け等を行っている旨の証明願が 1 件

続いて、47 ページですが、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願が 1 件

続いて、48 ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格者証明が 1 件

続いて、49 ページですが、転用届出に係る取消願が 1 件

続いて、50 ページから 51 ページにかけまして、転用届出に係る訂正願が 4 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「令和 6 年度全国農業委員会会長大会及び研修会」について報告します。

私がこの前、5 月 29 日、東京都文京区の文京シビックホールにおきまして、「令和 6 年度全国農業委員会会長大会」が開催され、名古屋市農業委員会会長として出席させていただきました。また翌日 30 日に開催された研修会にも参加いたしましたので、その報告をさせていただきました。

まずはじめに、農業委員会会長大会について説明いたします。

まずはじめに、提案決議として、「持続可能な農業・農村を創るための政策提案」について決議をいたしました。

次に、申し合わせ決議として、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の推進及び「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせの 2 件を決議いたしました。

次に実行運動として、「令和 6 年度全国農業委員会会長大会実行運動計画」を決議いたしました。

最後に、福島県喜多方市農業委員会と、広島県世羅町農業委員会から、農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明がございました。

そして翌日は、地域資源の活用と価格設定・転嫁の基本について、研修会に参加いたしました。報告は以上です。

以上ですが、何かご質問等はございますか。

議長（会長）

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

課長補佐

事務局から 1 点、7 月 24 日に実施する現地調査についてお知らせします。

「名古屋市農業委員会調査研究に係る現地調査について」という表題の通知をご覧ください。

日時は、7 月 24 日、水曜日、午前 9 時から午後 3 時 30 分まででございます。

集合場所については、愛知県自治センター西側に午前 8 時 55 分、又は、戸田川緑地第 1 駐車場に午前 9 時 30 分までにお願ひします。なお、戸田川緑地第 1 駐車場に集合される場合は、7 月 10 日までに各地区農政課にお知らせください。

行程につきましては、別紙 2 をご覧ください。

午前中につきましては、港区の水田で有機農業を視察し、その後、港区の農家でしいたけ栽培を視察し、トイレ休憩の後、港区で田んぼアートの視察をします。

その後、3 月にリニューアルオープンをした天白区の農業センターに移動し、昼食をとったのち、午後からは農業センターの視察をしていただきます。

議長（会長）	視察終了後は、金山駅又は市役所西庁舎北側にて解散となります。 当日はかなり暑くなることも考えられますので、事務局でペットボトル1本用意いたしますが、水分補給をこまめにしていただくとともに、帽子の着用等服装には十分ご注意いただきたいと思います。 また、欠席のご予定がございましたら、わかり次第、各地区農政課にご連絡ください。以上でございます。 その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和6年第6回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--------	---

閉会（午後2時50分）